

GLOBAL DEFINITION OF THE SOCIAL WORK PROFESSION

I F S W (国際ソーシャルワーカー連盟) の
「ソーシャルワークのグローバル定義」
新しい定義案を考える10のポイント

社会福祉専門職団体協議会 (社専協)
国際委員会



- 日本ソーシャルワーカー協会
- 日本社会福祉士会
- 日本医療社会福祉協会
- 日本精神保健福祉士協会

現行の「ソーシャルワークの定義」

「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。

ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。

人権と社会正義の原理はソーシャルワークの拠り所とする基盤である。」

国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）

モントリオール総会採択（2000年7月）

社会福祉専門職団体協議会定訳（2001年1月）



GLOBAL DEFINITION OF THE SOCIAL WORK PROFESSION

Social work is a practice-based profession and an academic discipline that promotes social change and development, social cohesion, and the empowerment and liberation of people.

Principles of social justice, human rights, collective responsibility and respect for diversities are central to social work.

Underpinned by theories of social work, social sciences, humanities and indigenous knowledge, social work engages people and structures to address life challenges and enhance wellbeing.

The above definition may be amplified at national and/or regional levels.

ソーシャルワークのグローバル定義

「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。

社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。

ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。」

(社会福祉専門職団体協議会国際委員会 + 日本福祉教育学校連盟による日本語定訳)

「グローバル定義」改定の10のポイント

- ◆ 1. ソーシャルワークの多様性と統一性
- ◆ 2. 「先進国」の外からの声の反映
- ◆ 3. 集団的責任の原理
- ◆ 4. マクロレベル（政治）の重視
- ◆ 5. 当事者の力
- ◆ 6. 「ソーシャルワーク専門職」の定義？
- ◆ 7. ソーシャルワークは学問でもある
- ◆ 8. 知識ベースの幅広さと当事者関与
- ◆ 9. （自然）環境、「持続可能な発展」
- ◆ 10. 社会的結束・安定



◆ポイント1

ソーシャルワークの多様性と統一性

➤ 重層定義であること

- ・グローバル（世界）
- ・リージョナル（地域）
- ・ナショナル（国）



ナショナル・リージョナルレベルの定義が認められた

➤ グローバル（世界）定義であること

cf. 国際定義

◆ポイント2

「先進国」以外の国からの声の反映

➤ 発展途上国の意見や実情の尊重

マクロレベルの社会政策、社会開発の重視

➤ 西洋中心主義（≡近代主義）への批判

非西洋（⇔西洋）

先住民の知（⇔近代的・「科学的」知識）

集団（⇔個人主義）

➤ 多様性の尊重



◆ポイント3

集団的責任の原理 (COLLECTIVE RESPONSIBILITY)

- <原理> ⇒社会正義、人権、多様性の尊重+「**集団的責任**」
- <内容とその意味>
 - 人々がお互い同士、そして環境に対して責任をもつ限りにおいて、「**人権**」が日常レベルで実現される
 - 人々が互いのウェルビーイングに責任をもち、人と人之間、そして人々と環境の間の相互依存を認識し尊重している状態を指す
 - 人権（≡個人の権利）と集団的責任の共存が必要
 - 共同体の中で互恵的な関係を確立する



◆ポイント4 マクロレベル(政治)の重視

〈ソーシャルワークは、体制維持的か、社会変革的か？〉

- マクロレベルの社会変革・社会開発（⇔ミクロレベルの問題解決）の強調
- 人々の希望・自尊心・創造的力を高め、行動戦略をもって抑圧や不正義に挑戦し、社会を変革するソーシャルワーク
- 「環境の中の人」「人と環境が相互作用する
接点に介入」は、定義本文から消滅
(注釈では簡単に触れられている)



◆ポイント5 当事者の力

- 当事者の力を重視し、主役はあくまで当事者である
- 人々の主体性が果たす役割を認識
- ソーシャルワークは、人々のためというより、人々とともに働く



◆ポイント6

ソーシャルワーク もしくは

ソーシャルワーク専門職？の定義

➤現行定義

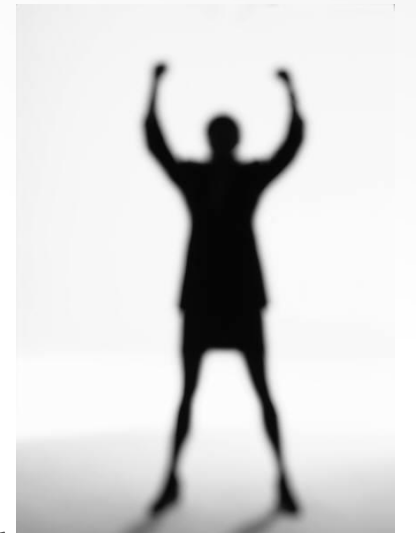
タイトル：ソーシャルワークの定義

本文：「ソーシャルワーク専門職は…」

➤新定義案

タイトル：ソーシャルワーク（専門職）のグローバル定義

本文：「ソーシャルワークは…実践に基づいた専門職であり
学問である」



◆ポイント7

ソーシャルワークは「学問」でもある

- ソーシャルワークは、「専門職であり学問である」
- 「学問」は、現行定義にはなく、新定義案で初めて登場
- 実践と研究をソーシャルワークの両輪として位置づけ



◆ポイント8

知識ベースの幅広さと当事者関与

➤ 知識ベースの幅広さ

地域・民族固有の知 (indigenous knowledge)

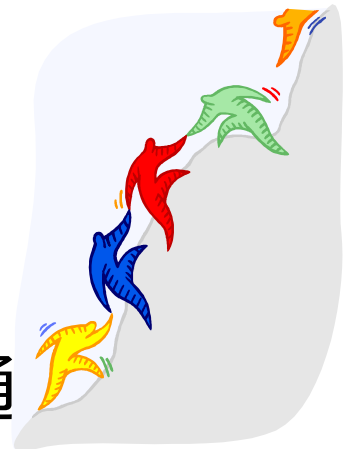
特に、先住民の知の強調

西洋中心主義や近代主義の超克

➤ 当事者との共同作業としての知識生成

サービス利用者との双方向性のある対話的過程を通

当事者の力と主体性を重視



◆ポイント9

(自然) 環境、「持続可能な発展」

- 自然環境の保全、将来にわたる持続可能な発展
→ ソーシャルワークにおいて非常に重要である

- 経済的・環境的・社会的正義
- 人々が環境に対して責任をもつ
- 第三世代の権利は、自然界、生物多様性や世代間平等の権利に焦点を当てる



◆ポイント10

社会的結束・安定

➤ソーシャルワークの目的

社会変革 + 社会の一体性や安定

➤社会的結束 (social cohesion)

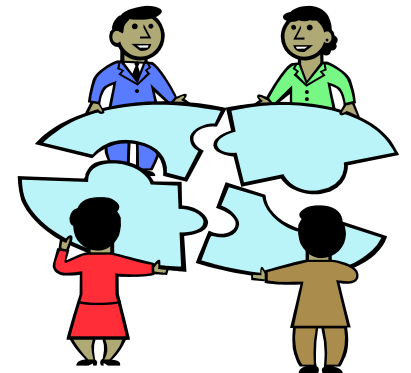
社会的包摂と社会的結束を促進すべく努力

社会的安定の維持にも強く関与する

➤社会の成員間の亀裂

集団への帰属意識を促進

集団内での人々の社会的・精神的結びつきを促進



今後の予定

- 2014年7月、メルボルンで開催のIFSW及びIASSW総会で「ソーシャルワークのグローバル定義」案は採択される予定
- これまでに国内の関係者は、社専協を通じて意見を集約して、日本側の意見としてIFSWに表明してきているが、今後は採択された定義を国内に定着させていきたいと考えている
- 一方で、グローバル定義とは別に、アジア太平洋地域のリージョナルな定義と、日本国内での議論を踏まえたナショナル定義の検討が必要になってくる
- 今後、社専協国際委員会と日本社会福祉教育学校連盟は、関係者・関係団体とともに国内定義の素案の検討に入ることとしている
- 各現場からの率直なご意見を、社専協国際委員会までお寄せ頂きたい

資料制作：社会福祉専門職団体協議会 国際委員会 (2014年5月)

THE JAPANESE COORDINATING BODY FOR IFSW-MEMBERSHIP

- 日本ソーシャルワーカー協会
高嶺 豊 (国際委員長)
- 日本社会福祉士会
平田美智子 (I F S Wアジア太平洋地域財務担当)
大島了 (国際・滞日外国人支援委員会委員)
荒木千晴 (事務局)
- 日本医療社会福祉協会
小原眞知子 (国際事業担当チーム 代表)
- 日本精神保健福祉士協会
古屋龍太 (理事、社会福祉専門職団体協議会国際委員会担当)
木村真理子 (I F S W理事・アジア太平洋地域)
片岡信之 (社会福祉専門職団体協議会国際委員会担当)